

預金規定改定のお知らせ

平素より三十三銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、お客さまの利便性向上を目的として「印鑑レス口座」の取扱いを一部変更するため、以下の預金規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定する規定

「印鑑レス口座」における取引の制限を一部緩和し、利便性の向上を図ります。

(1) 印鑑レス口座取引規定

改定前	改定後
本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。	本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。
1. (印鑑レス口座)	1. (印鑑レス口座)
(1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。	(1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。
(2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。	(2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。
(3) 印鑑レス口座にできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、定期預金（総合口座取引の定期預金を含みます。以下同じです。）口座、積立式定期預金口座、定期積金口座です。	(3) 印鑑レス口座にできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、定期預金（総合口座取引の定期預金を含みます。以下同じです。）口座、積立式定期預金口座、定期積金口座です。
2. (取引の制限)	2. (取引の制限)
(1) 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設してください。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。	(1) 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設してください。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
(2) 印鑑レス口座に対して、口座振替のお申込みをおこなう場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）が利用可能な電話番号を当行に届け出るものとします。	(2) 印鑑レス口座に対して、口座振替のお申込みをおこなう場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）が利用可能な電話番号を当行に届け出るものとします。
(3) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時に個人インターネットバンキングの利用を申し込むものとします（ 三十三銀行アプリからの口座開設は除く ）。また、開設する口座が IC キャッシュカードの発行が可能な口座である場合には IC キャッシュカードの発行を申し込むものとします。	(3) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時に 三十三銀行アプリの登録または個人インターネットバンキング の利用を申し込むものとします。また、開設する口座が IC キャッシュカードの発行が可能な口座である場合には IC キャッシュカードの発行を申し込むものとします。
(4) 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行された IC キャッシュカードの解約および個人インターネットバンキングの解約をおこなうことはできません。	(4) 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行された IC キャッシュカードの解約および 三十三銀行アプリまたは個人インターネットバンキング の解約をおこ

(5) 印鑑レス口座では以下の取引をおこなうことはできません。 ① 法令等により印影を必要とする取引 ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引 ③ その他当行所定の取引 (後略) 以 上 2 0 2 5 年 1 2 月 1 日現在	なうことはできません。 (5) 印鑑レス口座では以下の取引をおこなうことはできません。 ① 法令等により印影を必要とする取引 ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引 ③ その他当行所定の取引 (後略) 以 上 2 0 2 6 年 8 月 2 7 日現在
---	--

2. 適用日

2 0 2 6 年 8 月 2 7 日 (木)

以 上